

地 方 公 共 団 体 財 政 健 全 化 法
に お け る 健 全 化 判 断 比 率 等

6 監第 25 号

令和 6 年(2024 年)8 月 19 日

茅野市長 今井 敦 様

茅野市監査委員 山 崎 文 男

同 奥 原 正 夫

同 樋 口 敏 之

令和 5 年度茅野市一般会計等決算に基づく健全化判断
比率等審査意見について（報告）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第
1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度茅野市一般会計等決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、意見を付して報告します。

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審 査 対 象

1 健全化判断比率(法第3条第1項)

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率(法第22条第1項)

第2 審 査 実 施 日

令和 6 年 8 月 1 日

第3 審 査 の 方 法 及 び 概 要

茅野市監査基準に基づき健全化判断比率及び資金不足比率の審査は、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及び各比率算定様式並びに算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査するとともに、各比率が適正な水準にあるかについて確認しました。

第4 審 査 の 結 果

以下に記載する意見は、3 人の監査委員の合議により決定したものです。

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及び各比率算定様式並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

比 率 名		令和 5 年度(%)		早期健全化基準 (%) (⑤は経営健全化基準)	備考
健全化判断比率	①実質赤字比率	—		12.60	
	②連結実質赤字比率	—		17.60	
	③実質公債費比率	7.5		25.0	
	④将来負担比率	45.1		350.0	
⑤資金不足比率		水道事業会計	—	20.0	
		下水道事業会計	—		

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和5度は対象となる一般会計の実質収支額が1,072,533千円の黒字となっており、実質赤字比率の算出対象外であり、数値なしとなっています。

(2) 連結実質赤字比率について

令和5年度は対象となる一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計における実質収支額及び資金不足額・資金剰余額の合計額は、5,318,843千円の黒字となっており、連結実質赤字比率の算出対象外であり、数値なしとなっています。

(3) 実質公債費比率について

令和5年度実質公債費比率は7.5%（対前年度比0.3ポイント増）となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、健全な水準にあると判断します。

(4) 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は45.1%（対前年度比7.7ポイント増）となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており、妥当な水準であると判断します。

(5) 資金不足比率について

令和5年度の比率の算出対象となる水道事業会計及び下水道事業会計の2会計は、それぞれ資金不足を生じておらず剰余金を計上しており、資金不足比率の算出対象外であり、数値なしとなっています。

3 是正改善を要する事項等

今回実施した令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率の審査においては、審査対象である全ての比率について早期健全化基準等の判断値をクリアしていることから、一般的に次の点について期待されるものです。

(1) 財政健全性の確保

健全化判断比率が基準値をクリアしていることは、自治体の財政が安定しており、無駄な支出を抑え、効率的な予算運営を行っている証拠です。これにより、住民サービスの質が維持される期待が高まります。

(2) 信用力の向上

財政が健全であることは、自治体の信用力を高める要因となります。これにより、将来的に借入を行う際の条件が有利になる可能性があります。

(3) 将来の課題への対応

健全な財政状況は、将来的な予期せぬ経済的ショックや災害などに対する備えとし

て重要です。余裕のある財政運営ができれば、迅速な対応が可能となります。

(4) 投資と成長

財政の健全性が確保されている自治体は、インフラ整備や地域振興策などの長期的な投資を行う余地があります。これにより、地域経済の活性化や住民の生活向上が期待されます。

(5) 住民の安心感

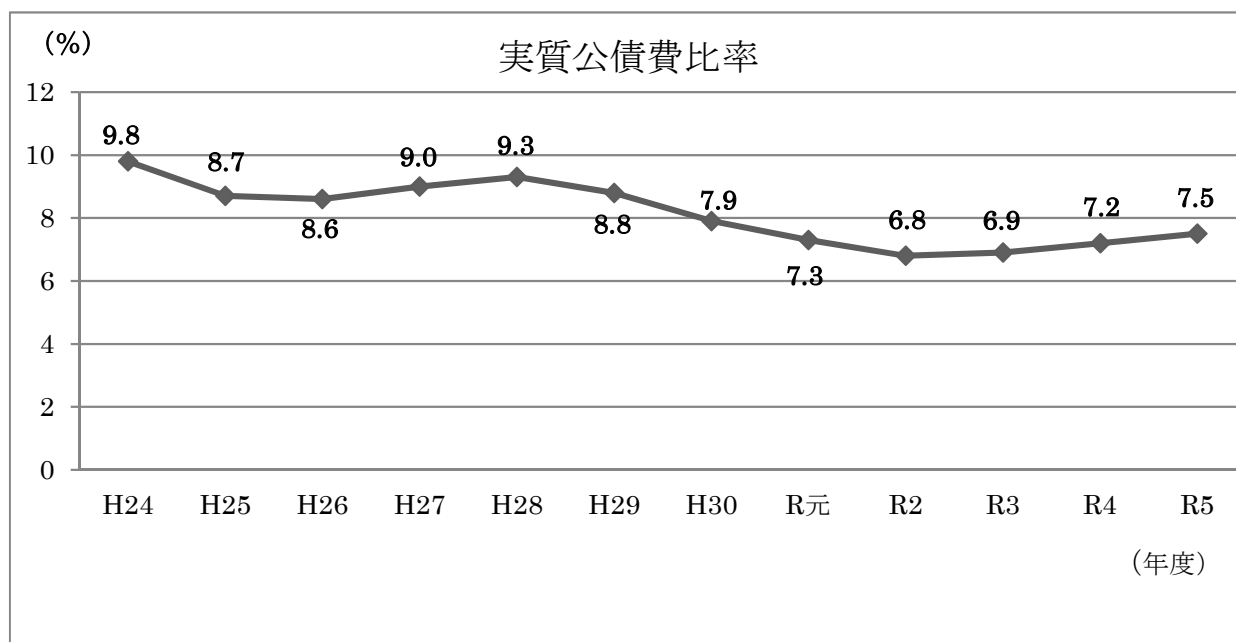
健全化判断比率が基準値をクリアしていることは、住民に対しても安心感を与えます。「自治体が健全な財政運営を行っていることが明らかであれば、住民は安心して暮らすことができます。

一方で、健全化判断比率の基準値をクリアしていることだけに満足せず、実質公債費比率及び将来負担比率は前年度に比べ増加しており、将来的な財政健全性の維持やさらなる良好な財政運営を目指すことも重要です。

その一環の取り組みとして、将来を見据えた中期財政需要推計の結果を公表したことにより反響はありましたが、行財政改革を柱とする事業の見直しや職員一人ひとりの小さな改善・改革を積み重ねることで決して屈することなく将来に向けた健全な財政運営が図られることに期待します。

実質公債費比率

令和5年度は7.5%で前年度より0.3ポイント増加しています。実質公債費比率の推移は次表のとおりです。



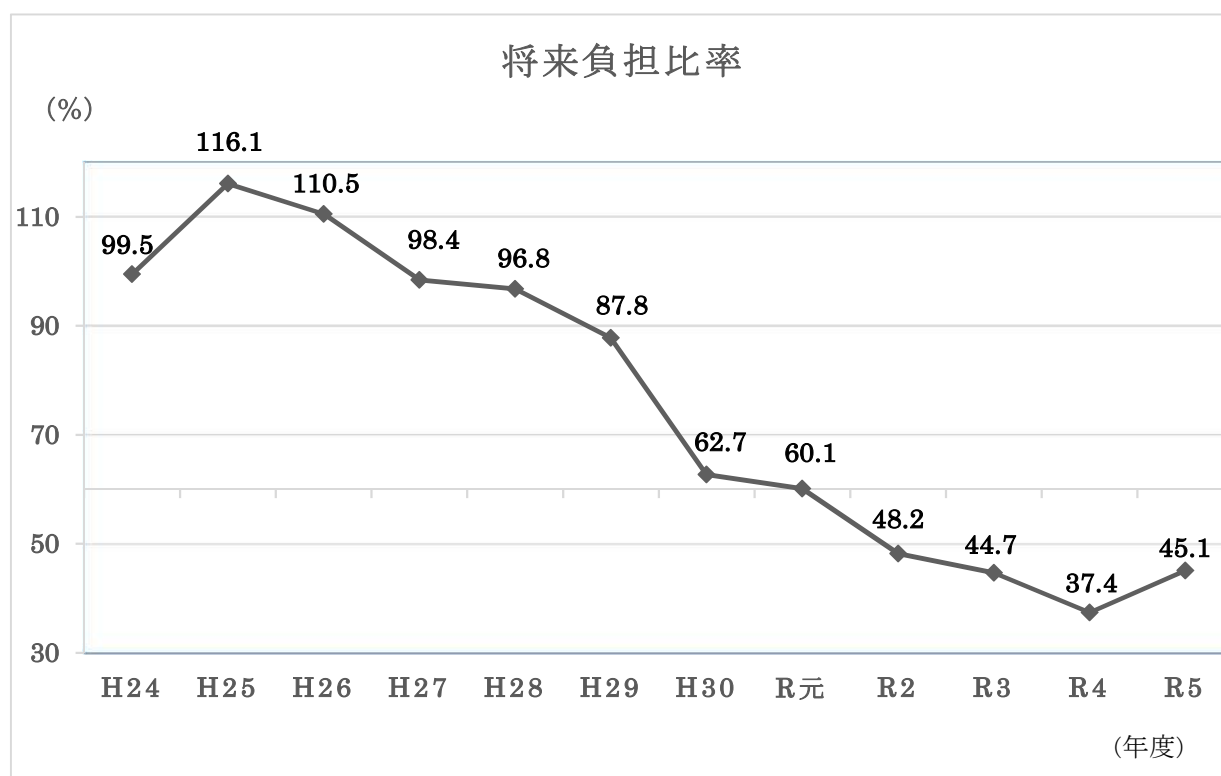
(参考) 1 実質公債費比率は、平成17年度から導入された指標で、従来の起債制限比率の算定には対象とされなかった公営企業会計の公債費に充当した繰出金や、一部事務組合の公債費に係る負担金等を含め、「実質的な公債費」が「標準的な財政規模」に占める割合を示したものです。

比率が25%以上になると、早期健全化団体となります。

2 類似都市の令和4年度平均実質公債費比率は6.6%です。

将来負担比率

令和5年度は45.1%で、前年度より7.7ポイント増加しています。将来負担比率の推移は次表のとおりです。



(参考) 1 将来負担比率は、平成19年度から導入された指標で、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

一般会計等の借入金（地方債）、公営企業、広域連合、一部事務組合、及び出資法人に対して将来を支払っていく可能性のある負担金を現時点での残高を指標化したものです。

比率が350%以上になると、早期健全化団体となります。

2 類似都市の令和4年度の平均将来負担率は12.7です。

*この冊子は再生紙を使用しています。